

健康

環境

サイエンス

水辺の生きものを守る

「水生生物の保全に係る環境基準」

皆さんは、近くの川にどんな生きものがいるか知っていますか？水辺にはたくさんの生きもの（水生生物）が住んでいますが、水質と生きものには深い関わりがあります。

水質汚濁にかかわる環境基準は「人の健康の保護」と「生活環境の保全」を目的として定められています。しかし、化学物質によって水が汚染された場合、物質によっては人に比べてより低いレベルで水生生物に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、人の健康の保護のみではなく、水生生物や生態系への影響についても考慮することが重要だと近年考えられるようになりました。そして2003年、新たに「水生生物の保全に係る環境基準」が設定されました。

基準の設定後も項目の追加・見直し作業は行われており、今年2月、新たに毒性情報明らかになった「ノニルフェノール」について、水生生物の保全に係る環境基準項目に追加する報告案がまとめられました。ノニルフェノールは、非イオン界面活性剤（洗剤）であるノニルフェノールエトキシレート（NPEO）の原料であり、ゴムの酸化防止剤の原料にも使われています。また、NPEOが環境中に排出・分解され、ノニルフェノールが生成することが知られています。ニジマスやメダカ、ミジンコなどに毒性を持つことが確認され、新たに基準に追加されることになりました。

ノニルフェノールは水環境中において広範囲に存在しており、濃度の低減を図ることが求められています。環境科学研究所では、基準の設定に先駆けて市内河川における調査を行うなど、新規項目に対応するため、調査・研究に日々努めています。

